

福津市学童保育所条例施行規則(平成17年福津市規則第75号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、福津市学童保育所条例(平成17年福津市条例第178号。以下「条例」という。)第16条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(対象児童)

第2条 条例第4条に規定する学童保育所を利用することができる児童は、別表第1に定める学童保育所入所基準(以下「入所基準」という。)に該当するものをいう。

(入所の申請)

第3条 条例第7条の規定により入所の承認を受けようとする児童の保護者は、学童保育所入所申請書(兼保育料減免申請書)

(様式第1号。以下「入所申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 入所申請書には、児童の保護者の勤務証明書等を添付しなければならない。

3 入所申請書の提出は、原則として学童保育所に入所しようとする日の属する月の前月の20日(その日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときはその前日)までに随時行うことができる。ただし、4月1日(その日が条例第5条第1号又は第2号に規定する休業日に当たるときはその翌日)から学童保育所に入所しようとするものについては、市長が別に指定する期間内に行わなければならない。

(入所の承認)

第4条 市長は、前条の入所申請書を受理したときは、入所基準に基づき、入所資格その他必要な事項について、審査を行うものとする。

2 市長は、審査を行うに当たって必要と認めるときは、児童の保護者に面接し、又は関係書類の提出を求めることができる。

3 市長は、審査を終了し、入所基準に該当している者の入所の承認の決定を行うに当たっては、次により優先して行うものとする。

(1) 心身に障害を有する児童

(2) ひとり親世帯の児童

(3) 特に学童保育所の入所が必要と認められる児童

4 市長は、入所基準に該当している者の数が当該学童保育所の定員を越えるときは、保護者の勤務日数、勤務終了時間及び通勤時間並びに同居の家族状況等により入所の承認の決定を行うものとする。

5 市長は、学童保育所の管理指導体制の範囲内で、条例第2条に規定する定員を超えて入所の承認の決定をすることができるものとする。

6 入所の承認期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日まで(以下「年度」という。)の間を基準とし、1箇月を単位とする。

7 市長は、審査の結果、学童保育所の入所の承認又は入所の承認期間の延長を決定したときは、学童保育所(入所・入所変更・退所)承認通知書(様式第2号。以下「承認通知書」という。)により当該児童の保護者へ通知するものとする。

(延長保育の承認)

第5条 条例第6条第2項に規定する延長保育を受けようとする児童の保護者は、学童保育所延長保育申込・辞退届(様式第3号。以下「延長保育届」という。)により市長に申請しなければならない。

2 延長保育の承認期間は、前条第6項の規定を準用する。

3 現に受けている延長保育に係る利用の申請を取下げ場合は、延長保育届を市長に提出しなければならない。

4 前項の申請があったときは、速やかに承認通知書により当該申請のあった者に通知するものとする。

(保育料の納期限)

第6条 条例第10条に規定する保育料及び延長保育料(月額)は、当該保育を受けた月の末日(12月にあつては、28日)までに納付するものとする。

2 条例第10条第3項に規定する延長保育料(日額)は、当該保育を受けた翌月の末日(11月分にあつては、12月28日)までに納付するものとする。

3 前2項の場合において、月の月末が民法(明治29年法律第89号)第142条に規定する休日又は土曜日に該当するときは、これらの日の翌日を納期限とする。

(保育料の減免)

第7条 条例第11条の規定により保育料を減額し、又は免除することができるのは、次のいずれかに該当する場合とする。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による被保護世帯である場合 全額免除

(2) 入所年度の前年度の市民税が非課税世帯である場合 条例第10条第1項に規定する保育料の2分の1を減額

2 前項の規定により保育料の減額又は免除を受けようとする児童の保護者は、入所申請書に前項のいずれかに該当することを証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、保育料を減額し、又は免除することを決定したときは、承認通知書により当該児童の保護者へ通知するものとする。

(入所の不承認)

第8条 市長は、条例第8条の規定に該当すると認めるときは、その理由を付して学童保育所入所不承認通知書(様式第4号。以下「不承認通知書」という。)により当該児童の保護者へ通知するものとする。

2 市長は、入所基準には該当するが、学童保育所に定員の空きがなく入所ができない児童がいるときは、別表第2に定める学童保育所待機順位設定基準により待機順位を設定し、不承認通知書により当該児童の保護者へ通知するものとする。この場

合において、入所を開始しようとする年度の末日までの間は、当該児童の入所申請書等を保管し、当該学童保育所に欠員が生じたときに申請があったものとみなして、[第4条](#)の規定により入所の承認の決定を行うものとする。

(入所承認の取消し等)

第9条 市長は、[条例第9条](#)の規定により入所の承認を取消し、又は利用を停止するときは、その理由を付して学童保育所入所解除・停止通知書([様式第5号](#))により当該児童の保護者へ通知するものとする。

(保育料の還付)

第10条 [条例第10条](#)に規定する保育料は、次に掲げる事由に該当した場合は還付することができる。

- (1) 児童が学童保育所を退所した場合 退所した日の属する月の翌月以降の保育料
 - (2) 地震、火災等の災害又は市の責に帰すべき理由により、学童保育所が1箇月以上にわたって全く利用できなかった場合 利用できなかった月分
 - (3) [前2号](#)に定めるもののほか、市長が特に必要があると認める場合 市長が相当と認める月分
- (退所手続等)

第11条 学童保育所に入所している児童の保護者は、次のいずれかに該当するときは、学童保育所退所届([様式第6号](#)。以下「退所届」という。)を市長に提出しなければならない。

- (1) 入所基準に該当しなくなったとき。
- (2) 児童を退所させようとするとき。

2 児童の保護者は、[第4条](#)に規定する学童保育所入所承認の決定後、入所前にその入所を取りやめるときは、学童保育所入所辞退届([様式第7号](#))を市長に提出しなければならない。

3 [第1項](#)に規定する退所届が提出された場合、市長は速やかにその旨を当該申請した者に承認通知書により通知するものとする。

(保護者の届出事項等)

第12条 学童保育所に入所し、又は学童保育所を利用している児童の保護者は、次のいずれかに該当するときは、学童保育所届出事項変更届([様式第8号](#))を速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 保護者に変更があったとき。
- (2) 保護者の住所又は連絡先等に変更があったとき。
- (3) 児童の保育に欠ける状況に変更があったとき。

2 児童の保護者は、児童を欠席又は早退させるときは、事前に学童保育所に連絡しなければならない。

(読替え規定)

第13条 学童保育所を[条例第12条](#)に規定する指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、この規則中「市長」とあるのは「指定管理者」として読み替えるものとする。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(平成18年3月31日福津市規則第18号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、改正前の福津市学童保育所条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(令和4年11月1日規則第28号)

この規則は、令和4年11月1日から施行する。

附 則(令和7年3月21日規則第8号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

学童保育所入所基準

保護者の状況	右記に掲げる状況により、原則として4週で16日以上(日曜日を除く。)、学童保育所開設時間内において保育に欠けると認められる場合 ※学童保育所開設時間内とは、午後3時から午後7時までとする。	就労	就労を常態とする場合
		就学又は技能訓練	就学又は技能訓練(学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める学校又は職業訓練施設におけるものに限る。)の場合
		疾病	入院の場合
			居宅内で常時病臥の場合
			居宅内で精神性又は感染性疾患による療養の場合
		看護・付添い	入院等により付添いを要する場合
			自宅で常時看護を要する場合
		出産	出産の場合(原則として妊娠中及び出産後を通じて、4箇月以内とする。)
その他	求職の場合(2箇月を限度とする。)		
	上記に掲げる場合のほか、医師や公的機関等による依頼又は証明を有する場合		
児童の状況		出席日数が4週で16日以上であり、日常的に医療行為を要しない場合 障がい有する児童については、次の要件を満たすことを要する。 ・学童保育所において適切な保育及び指導が実施できる児童であること。	

別表第2(第8条関係)
学童保育所待機順位設定基準

4月1日から入所の待機をする場合	第4条第4項の規定に基づき順位を設定
年度中途から入所の待機をする場合	入所申請書を提出した順に順位を設定

様式第1号(第3条関係)

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

福津市長 殿

学童保育所入所申請書（兼保育料減免申請書）

学童保育所の入所について、関係書類を添付し、次の事項に同意の上申請します。
1．学童保育所が児童に関して必要な情報を小学校から収集すること。
（収集する情報例：所属クラス、担任名、出席状況、体調等）
2．学童保育所が児童の出席状況、体調等を必要に応じ小学校に情報提供すること。

フリガナ				
保護者氏名				
住所	福津市			
電話番号（自宅）	— —	携帯番号	— —	
入所希望の学童保育所	1 福間小学校学童保育所 2 福間南小学校学童保育所 3 神興小学校学童保育所 4 神興東小学校学童保育所 5 上西郷小学校学童保育所 6 津屋崎小学校学童保育所 7 勝浦小学校学童保育所			
小学校名				
児童名	(フリガナ)	性別	生年月日	学年
		1 男 2 女		年生
		該当項目	1 ひとり親 2 手帳有（療育・身体障害者） 3 配慮要（ ）	
	(フリガナ)	性別	生年月日	学年
		1 男 2 女		年生
		該当項目	1 ひとり親 2 手帳有（療育・身体障害者） 3 配慮要（ ）	
	(フリガナ)	性別	生年月日	学年
		1 男 2 女		年生
		該当項目	1 ひとり親 2 手帳有（療育・身体障害者） 3 配慮要（ ）	

※該当項目に該当する場合は、番号を○で囲ってください。

(裏面に続く)

申請理由	1. 就労 2. 就学又は技能訓練 3. 疾病 4. 看護・付き添い 5. 出産（原則として妊娠中及び出産後を通じて、4箇月以内とする。） 6. 求職活動（2箇月を限度とする。） 7. その他（理由：_____）				
入所児童以外の世帯員全員	氏 名	続柄	生年月日	勤務先・学校名	連絡先
保育料の減免規定に該当しますので、下記のとおり減免申請いたします。 ※適用がない場合、記入の必要はありません。					
1. 市民税非課税世帯適用	☐ 適用 添付資料 非課税証明書（世帯員分）				
2. 生活保護適用	☐ 適用 添付資料 生活保護受給証明書				

注) 該当する場合□欄に✓を記入してください。
注) 市民税非課税世帯適用は、入所年度の前年度の非課税世帯が対象となります。

様式第2号(第4条関係)

年 月 日

(保護者)
様

福津市長

学童保育所（入所・入所変更・退所）承認通知書

先に申請のあったことについて、次のとおり承認します。

入 所 児 童	氏 名	学 年	保育料の基本額 (月額)	延長保育料 (月額)
		年生		
			(変更後)	(変更後)
		年生		
			(変更後)	(変更後)
		年生		
			(変更後)	(変更後)
		年生		
			(変更後)	(変更後)
学 童 保 育 所 名				
入 所 期 間		年 月 日～ 年 月 日		
退 所 年 月 日		年 月 日 退所		

備考

- 1 入所期間が1箇月に満たない場合でも、保育料及び延長保育料の日割計算はしませんので、ご注意ください。
- 2 学童保育所入所申請書の記載内容に変更があった場合は、速やかに届け出てください。
- 3 学童保育所入所中でも、入所基準に該当しなくなった場合は学童保育所の入所を解除します。

様式第3号(第5条関係)

年 月 日

福津市長 様

学童保育所延長保育申込・辞退届

申 込 ・ 辞 退 の 別		1 次のとおり、延長保育を申し込みます。 2 次のとおり、延長保育を辞退します。 ※該当する番号に○印を記入してください。			
保 護 者	氏 名				
	住 所	福津市			
対 象 児 童	氏 名	性 別	学校名	学 年	
		男・女	小学校	年生	
		男・女	小学校	年生	
		男・女	小学校	年生	
		男・女	小学校	年生	
学 童 保 育 所 名		学童保育所			
申 込 又 は 辞 退 の 理 由					
申 込 又 は 辞 退 の 年 月 日		年 月 日			

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

(保護者)
様

福津市長

学童保育所入所不承認通知書

先に申請のありました学童保育所入所については、次の理由により入所できませんので通知します。

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福津市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、福津市を被告として(訴訟において福津市を代表する者は福津市長になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

対 象 児 童	氏 名	学 年	備 考
		年生	
		年生	
		年生	
		年生	
学 童 保 育 所 名			
不 承 認 の 理 由			

様式第5号(第9条関係)

年 月 日

(保護者)
様

福津市長

学童保育所入所解除・停止通知書

次の児童の学童保育については、入所を(解除・停止)しましたので通知します。
(教示)

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福津市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、福津市を被告として(訴訟において福津市を代表する者は福津市長になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

対象児童	氏 名	学 年	備 考
		年生	
		年生	
		年生	
学 童 保 育 所 名		学童保育所	
入所解除の年月日 (停 止 の 期 間)		年 月 日(～ 年 月 日)	
入所解除・停止の 理 由			

様式第6号(第11条関係)

年 月 日

福津市長 様

学 童 保 育 所 退 所 届

学童保育所を退所するので、届け出ます。

保護者	氏 名				
	住 所	福津市			
対象児童	氏 名	性 別	学校名	学 年	
		男・女	小学校	年生	
		男・女	小学校	年生	
		男・女	小学校	年生	
		男・女	小学校	年生	
学 童 保 育 所 名		学童保育所			
退 所 理 由					
退 所 年 月 日		年 月 日			

様式第7号(第11条関係)

年 月 日

福津市長 様

学 童 保 育 所 入 所 辞 退 届

申請者（保護者）

住所 福津市

氏名

年 月 日からの入所を都合により辞退いたします。

学童保育所名

学校名・学年 小学校 年生

児童名

様式第8号(第12条関係)

年 月 日

福津市長 様

学童保育所届出事項変更届

申請者(保護者)

住 所 福津市

氏 名

下記理由により、既に届け出た事項を変更しましたので、届け出ます。

記

児童名

小学校・学年
学童保育所名
変更事項

小学校
学童保育所

年生

区 分	内 容
変 更 前	
変 更 後	
変更年月日	年 月 日
理 由	